

阪神高速道路株式会社 第5回定時株主総会

議事次第

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日） 午前11時

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11F会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第5期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役選任の件 |
| 第4号議案 | 退任役員に対する退職慰労金支給の件 |

事業報告

平成 21 年 4 月 1 日から
平成 22 年 3 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一昨年秋以降の世界的な金融危機に伴う急速な景気悪化後、物価が緩やかなデフレ状況にある中で、年度後半からは景気が持ち直してきてはいるものの、依然として失業率が高水準にあるなど厳しい状況が続きました。

また、関西経済についても、アジア向け中心の輸出増加、倒産件数の鎮静化など持ち直しの動きがみられるものの、先行きの不透明感は払拭できておらず、特に雇用面において厳しさを残しました。

このような経営環境の下、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路の管理等に携わる当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、引き続き着実な事業の展開に努めました。

高速道路事業におきましては、土曜・休日割引等の料金引下げ等の料金施策のほか、フレッシュアップ工事の実施や交通安全対策、不正通行対策等に積極的に取り組むとともに、ネットワーク機能充実のため、大阪、兵庫、京都の各地区において建設中路線等の着実な整備推進に努めました。

その他の事業におきましても、大阪港咲洲トンネル等の道路管理代行業を当事業年度から開始したほか、引き続き、休憩所等事業、駐車場事業等についても着実に展開しました。

企業運営に関しましては、阪神高速技研株式会社が当社グループの一員として新たに事業を開始し、また、グループ経営戦略の検討体制を発足させるなど、グループ全体での業務の効率化や経営基盤の強化に努めました。

この結果、当事業年度における当社グループの営業収益は 178,233 百万円（前事業年度比 19.9%減）、営業利益は 4,377 百万円（同 18.5%増）、経常利益は 5,238 百万円（同 10.4%増）、当期純利益は 3,047 百万円（同 15.5%減）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりです。

<高速道路事業>

高速道路事業につきましては、国の経済対策や高速道路ネットワークの有効活用の方針等を踏まえ、料金施策として、土曜・休日割引等の料金引下げを実施したほか、3号神戸線等の沿道環境改善を目指し、5号湾岸線への交通転換を促す環境ロードプライシングの試行において、割引率と対象区間を平成21年4月から、対象車種を平成22年3月からそれぞれ拡充しました。また、利用促進の取組みとして、企画割引「阪神高速ETC1日乗り放題パス」や旅行会社とのタイアップ商品等を発売しました。

これらの施策に加え、年度後半の景気持ち直し等により第4四半期から交通量は回復の兆しが見られ、特に大型車交通量の回復傾向は明るい材料ではあるものの、年度前半の低迷が響き、当事業年度における阪神高速道路の平均通行台数は、一日当たり約 86 万台（前事業年度比 1.1%減）となりました。料金収入は料金引下げによる影響もあり 154,230 百万円（前事業年度比 9.5%減）となりました。

ETCに関しましては、これまでの普及促進策の積み重ね等により、平成 22 年 2 月には ETC 日別利用率が過去最高の 85.7%を記録しました。

また、安全・安心・快適な道路サービスを提供し続けるため、3号神戸線及び16号大阪港線においてフレッシュアップ工事を実施したほか、「交通安全対策アクションプログラム」による交通事故1,000件減（平成17年度比）の目標を達成した交通安全対策、不正通行・軸重違反車両対策、よりわかりやすい標識への改善、「e c oなパーキング」をテーマとして中島パーキングエリアをリニューアルするなどの取組みを着実に推進しました。

建設中路線等に関しましては、平成22年度中の完成を目指す神戸市道高速道路2号線（31号神戸山手線）、京都市道高速道路1号線・2号線（8号京都線（斜久世橋区間））を始め、各地区において建設中路線等（下表参照）の整備促進に努め、概ね順調に進捗しております。

この結果、高速道路事業の営業収益は、166,673百万円（前事業年度比21.9%減）となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新規投資は27,357百万円、防災安全対策や附属施設の高度化などの改築等投資は16,082百万円となりました。

【平成21年度建設中路線等】

路 線 名	区 間	延長(km)
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区島屋二丁目 (至) 同市北区豊崎六丁目	8.7 〔4.3〕
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 松原市三宅中八丁目	9.7 〔4.3〕
神戸市道高速道路2号線	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区蓮池町	2.2
京都市道高速道路1号線 京都市道高速道路2号線	(自) 京都市伏見区深草中川原町 (至) 同市同区竹田向代町川町	1.9 〔1.4〕
大阪府道高速大阪守口線 (守口ジャンクション(仮称))	守口市大日町付近	—
大阪府道高速大阪松原線 (松原ジャンクション改良)	松原市大堀付近	—

(注) 延長(km)欄の〔 〕内は、公共事業及び有料道路事業による合併施行区間を内数で記載しております。

<受託事業>

受託事業につきましては、京都市道高速道路2号線に係る工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託しました。

この結果、受託事業の営業収益は9,379百万円（前事業年度比26.6%増）となりました。

<その他の事業>

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等を展開してきました。

このうち、道路管理代行業業に関しましては、平成21年6月1日から指定管理者として大阪港咲洲トンネルを、同年8月1日からは受託事業者として夢咲トンネルを管理運営しています。

この結果、その他の事業の営業収益は2,190百万円（前事業年度比41.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は 7,027 百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

- ①当事業年度中に完成した主要設備
 - ・高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の増設
 - ・その他の事業 休憩所の改修等
 - ・社用設備 社屋の改修等
- ②当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・高速道路事業 E T C設備等の拡充等
- ③当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失
 - ・その他の事業 土地等の売却

(3) 資金調達の状況

- ①平成 21 年 7 月 24 日及び平成 21 年 11 月 27 日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 12 条第 1 項第 4 号に基づき、各 76 億円合計 153 億円の無利子資金の借入を行いました。
- ②平成 22 年 2 月 19 日、第 4 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）250 億円を発行しました。
- ③平成 22 年 3 月 18 日、第 5 回政府保証債 35 億円を発行しました。
- ④平成 22 年 3 月 31 日、株式会社三井住友銀行外 12 金融機関から総額 30 億円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、将来の方向付けとして概ね 10 年後のありたい姿と施策等を取りまとめた「阪神高速ビジョン 2020」を平成 22 年 4 月に公表しました。「中期経営計画（平成 18 年度～平成 22 年度）」の最終年度に当たる平成 22 年度は、計画達成に向けて引き続き取組みを進めるとともに、次の計画を策定すべく新たな目標、施策等を取りまとめ、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、ビジョンの実現等に向けて取り組んでいきます。

また、当事業年度第 4 四半期からは交通量に回復の兆しが見られるものの、平成 22 年度も引き続き厳しい経営状況が予想されることから、グループ一体となってコスト管理を徹底するとともに、より利用しやすい高速道路を実現するため、交通安全対策や渋滞対策等の一層の取組みを進め、また、新たな料金の円滑な導入を目指して、経営基盤の安定化に努めていきます。

具体的な取組みの内容は、次のとおりです。

<関西エリアに欠かせないネットワーク整備の促進>

大阪地区におきましては、都市再生環状道路を形成する淀川左岸線及び大和川線並びに守口ジャンクション（仮称）・松原ジャンクション改良について、工程と事業費の厳正な管理を徹底し、着実に整備します。

兵庫地区におきましては、神戸市道高速道路 2 号線（31 号神戸山手線）の平成 22 年度中の完成を確実なものにし、できるだけ早期の供用開始を目指します。

京都地区におきましても、京都市道高速道路 1 号線・2 号線（8 号京東線（斜久世橋区間））の平成 22 年度末の完成を目指し、京都市と協力して事業を推進します。

さらに、信濃橋渡り線（仮称）の事業着手及び大阪湾岸道路（西伸部）の事業化等に向けて取り組んでいきます。

<企業理念に掲げる高速道路サービスの充実>

安全・安心・快適な道路サービスの提供のため、案内標識の改善など引き続きお客さまの立場に立ったCS推進に取り組むとともに、ソフト・ハード両面からの交通安全対策を推進し、併せて、ITS技術を活用した安全対策や高度な情報提供等についても検討を進めます。

また、道路構造物について、長期的な維持管理のガイドラインを策定し、予防保全技術の開発や構造改良により、損傷を抑制して長寿命化を図るとともに、適正な管理水準を確保しつつコスト削減に努めます。

さらに、バランスのとれた利用しやすい料金制を目指し、関係機関との調整を図りつつ、新たな料金の導入を進めます。

<その他の事業の展開>

ETC活用事業「まちかどeサービス」については、事業会社とともに本格的な事業展開をスタートします。

また、当社グループ全体で関連事業・新規事業の拡充を図るため、経営資源の活用等により新たな事業展開を目指し、事業創出に向けた取組みを進めます。

さらに、道路管理代行業業については、大阪港咲洲トンネル及び夢咲トンネルでの実績を活かし、新たに事業を獲得できるよう事業モデルの構築を行います。

<環境・景観面の取組み>

地球温暖化防止、循環型社会の実現、生活・自然環境の保全と改善への取組み等について、目標を設定し、その実現に向けた施策を明確にすること等を内容とする「環境大綱（仮称）」をとりまとめ、当社グループ全体として、社会の持続的発展に向けた環境への取組みを更に進めます。

また、景観面でも地域活性化などに資する修景プロジェクト等に引き続き取り組み、美しい都市景観の形成に寄与できるよう努めます。

さらに、湾岸線において実施中の環境ロードプライシングの拡充策について成果が得られるよう、事業者への協力要請等を行います。

<持続発展可能な企業としての取組み>

当社グループ全体の総合経営力を強化し企業価値の最大化を図るため、グループ経営の最適化に向けた具体的取組みを進め、グループ内の相互連携を深めつつ、経営効率の向上、業務の円滑化・適正化、当社グループの保有する技術やノウハウを最大限発揮できる事業環境の整備に努めます。

また、アジア各国の道路管理者等との連携など国際的な技術協力等にも積極的に取り組むほか、地域との連携・協力に関する多様な取組みを実施します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第2期〔参考〕 (平成18年度)	第3期 (平成19年度)	第4期 (平成20年度)	第5期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	188,553	213,578	222,419	178,233
当期純利益 (百万円)	1,702	2,934	3,604	3,047
1株当たり 当期純利益 (円)	85.14	146.71	180.24	152.39
総 資 産 (百万円)	232,225	256,539	272,374	317,211
純 資 産 (百万円)	22,897	25,831	31,442	34,389
1株当たり 純資産額 (円)	1,144.87	1,291.58	1,471.81	1,625.12

(注) 当社グループは、第3期から会社法第444条に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第2期につきましては、金融商品取引法に基づく連結財務諸表の数値を参考掲記しております。

②当社

区 分	第2期 (平成18年度)	第3期 (平成19年度)	第4期 (平成20年度)	第5期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	187,718	212,012	220,729	176,520
当期純利益 (百万円)	1,251	2,503	3,117	1,889
1株当たり 当期純利益 (円)	62.57	125.19	155.86	94.50
総 資 産 (百万円)	230,644	254,257	265,632	309,703
純 資 産 (百万円)	22,431	24,934	28,052	29,942
1株当たり 純資産額 (円)	1,121.55	1,246.74	1,402.60	1,497.10

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場・PA 管理業務・労働者派遣事業・カード事業
阪神高速技術株式会社	20 百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10 百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50 百万円	100%	料金収受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50 百万円	100%	料金収受業務
阪神高速技研株式会社(注1)	30 百万円	100% (48.9%)(注3)	調査・設計・積算等業務
株式会社高速道路開発(注2)	50 百万円	39.4% (39.4%)(注3)	労働者派遣事業・旅行業

(注) 1. 阪神高速技研株式会社は、平成 21 年 4 月 1 日に商号を株式会社ハイウェイ技研から変更しております。

2. 株式会社高速道路開発は、平成 22 年 3 月 1 日に株式会社コーベックスと合併しております。

3. 議決権比率の()内は、間接所有割合で、内数であります。

③その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりです。

①高速道路事業

ア. 高速道路の新設及び改築

イ. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

②受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③その他の事業

休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等

(8) 主要な事業所

①当社

本社	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
建設事業本部	大阪府西区阿波座一丁目3番15号
大阪建設部	大阪府港区弁天一丁目2番1-1900号
堺建設部	堺市堺区南花田口町二丁目3番20号
神戸建設部	神戸府中央区新港町16番1号
大阪管理部	大阪府港区石田三丁目1番25号
神戸管理部	神戸府中央区新港町16番1号
京都事業部	京都市伏見区深草西浦町七丁目71番地

②子会社

阪神高速サービス株式会社	大阪府西区西本町一丁目3番15号
阪神高速技術株式会社	大阪府中央区南本町四丁目5番7号
阪神高速パトロール株式会社	大阪府西区立売堀一丁目4番12号
阪神高速トール大阪株式会社	大阪府西区立売堀一丁目3番13号
阪神高速トール神戸株式会社	神戸府中央区雲井通四丁目2番2号
阪神高速技研株式会社	大阪府西区阿波座一丁目3番15号
株式会社高速道路開発	大阪府西区靱本町一丁目11番7号

(9) 従業員の状況

①企業集団

区分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	1,687名	414名減
受託事業		
その他の事業	29名	増減なし
全社(共通)	187名	9名減
合計	1,903名	423名減

②当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
739名	22名減	42.4歳	16.5年

(注) 1. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

2. 従業員数には、当社から社外への出向者(74名)を除き、社外から当社への出向者(77名)を含めております。

なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。

3. 従業員数が前事業年度末に比べ、423名減少しておりますが、これは主として当社の連結子会社である阪神高速トール大阪株式会社及び阪神高速トール神戸株式会社の従業員数に係る定義を変更したことによるものです。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
財務省	6,334 百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	80,001 百万円
株式会社三井住友銀行	6,223 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	7,641 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,229 百万円
株式会社りそな銀行	3,403 百万円
株式会社新生銀行	1,591 百万円
株式会社あおぞら銀行	549 百万円
株式会社福井銀行	473 百万円
株式会社池田銀行	409 百万円
株式会社みなと銀行	177 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	486 百万円
中央三井信託銀行株式会社	241 百万円
住友信託銀行株式会社	857 百万円
農林中央金庫	3,013 百万円
信金中央金庫	2,900 百万円

(注) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 20,000,000 株

(3) 株主数 7 名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
国土交通大臣	9,999,996 株	50.0%
大阪府	2,876,722 株	14.4%
大阪市	2,876,722 株	14.4%
兵庫県	1,827,287 株	9.1%
神戸市	1,827,287 株	9.1%
京都府	295,993 株	1.5%
京都市	295,993 株	1.5%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田中 宰	
代表取締役社長	木下 博夫	
常務取締役	伊丹 二郎	・兼執行役員(総務人事部担当) ・阪神高速サービス株式会社社外取締役 ・阪神高速パトロール株式会社社外取締役 ・阪神高速トール大阪株式会社社外取締役 ・阪神高速トール神戸株式会社社外取締役
常務取締役	南部 隆秋	・兼執行役員(技術部、建設事業本部担当)
常務取締役	幸 和 範	・兼執行役員(経営企画部、事業開発室、ETC 活用事業推進室担当) ・阪神高速サービス株式会社社外取締役 ・阪神高速技術株式会社社外取締役 ・阪神高速技研株式会社社外取締役
常務取締役	丸岡 耕平	・兼執行役員(計画部担当)
常勤監査役	福田 博	
監査役	千畑 一郎	・ホソカワミクロン株式会社社外取締役
監査役	長田 昇	・財団法人阪神高速道路管理技術センター参与

(注) 常勤監査役福田博氏、監査役千畑一郎氏及び長田昇氏は、社外監査役であります。

なお、上記のとおり4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	浅野 博司	経理部、監査室担当
執行役員	中林 正司	営業部、保全交通部担当
執行役員	山崎 昌二	情報システム部、環境景観室担当
執行役員	大井 健一郎	償還計画担当

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	6名	123百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	30百万円 (30百万円)
合 計	9名	153百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額11百万円を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役長田昇氏は、財団法人阪神高速道路管理技術センターの参与であります。当社は、財団法人阪神高速道路管理技術センターとの間に、調査研究業務等に係る取引関係があります。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役千畑一郎氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役であります。当社は、ホソカワミクロン株式会社との間に、特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (12回開催)	監査役会出席回数 (20回開催)
監査役 福田 博	11回	19回
監査役 千畑 一郎	12回	20回
監査役 長田 昇	12回	20回

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 監査役福田博氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の業務運営全般、とりわけ当社の将来展望について、より社内に周知すべき必要性やグループ経営体制における子会社の役割の明確化等についての発言を適宜行っております。
- ・ 監査役千畑一郎氏は、長年にわたる民間企業の経営者としての経験を踏まえ、当社の経営課題全般にわたり、大局的な観点から、とりわけ企業評価につながる取組みの積極的発信の必要性や当社による子会社・関連会社に対するガバナンスの在り方等についての発言を適宜行っております。
- ・ 監査役長田昇氏は、建設行政に関する豊富な実務経験を踏まえ、主に技術的な見地から、建設中路線の進捗に伴う諸課題の整理や道路の維持管理に関する考え方等についての発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	39,835 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,835 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役は、当該会計監査人の解任につき検討します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)として、以下の体制の整備について取締役会で決議しております。

①コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針その他社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会、社員相談・通報体制の運用を通じて、コンプライアンスの推進を図る。

特に、契約からの暴力団等の排除その他反社会的勢力による不当要求等への対応については、警察等関係機関と連携を図りつつ、社内規則に基づき、着実に取組みを進める。

②個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制の運用を通じて、個人情報の保護を図る。

③公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会、公正入札調査委員会など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施運用を図る。

④内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室を始めとする内部監査に関する体制の運用を通じて、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上を図る。

⑤文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書(取締役の職務の執行に係る文書を含む。)の作成、保存等の管理に関する体制、情報セキュリティ委員会その他の全社的な情報セキュリティマネジメント体制(文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。)の運用を通じて、適切な情報の保存、管理等の推進を図る。

⑥リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用する。

特に、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画(BCP)及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、想定される様々な災害等のリスクに対する取組みを進める。

⑦取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、着実に効率的な業務推進を図る。

⑧子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等(監査室による監査を

含む。)の管理体制の運用を通じて、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図る。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室に専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させる。

監査役は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

⑩監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保する。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成22年3月31日

資産の部

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I 流動資産		
現金及び預金		11,694
未収入金		25,786
未収還付法人税等		7
未収消費税等		488
有価証券		27,235
仕掛道路資産		182,397
原材料及び貯蔵品		199
受託業務前払金		14,089
繰延税金資産		411
その他		2,064
貸倒引当金		△9
	流動資産合計	264,366
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物及び構築物	22,000	
減価償却累計額	△4,763	17,236
機械装置及び運搬具	39,325	
減価償却累計額	△14,198	25,126
土地		5,114
リース資産	662	
減価償却累計額	△118	544
建設仮勘定		974
その他	910	
減価償却累計額	△421	489
有形固定資産合計		49,485
2. 無形固定資産		
ソフトウェア		1,340
その他		5
無形固定資産合計		1,346
3. 投資その他の資産		
投資有価証券		866
繰延税金資産		318
その他		942
貸倒引当金		△114
投資その他の資産合計		2,013
	固定資産合計	52,845
	資産合計	317,211

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債	
未払金	21,747
短期借入金	6,150
1年以内返済予定長期借入金	29,598
リース債務	99
未払法人税等	2,170
未払消費税等	104
受託業務前受金	14,213
前受金	684
賞与引当金	1,214
回数券払戻引当金	422
その他	978
流動負債合計	77,384
II 固定負債	
道路建設関係社債	95,289
道路建設関係長期借入金	83,066
長期借入金	5,866
リース債務	445
繰延税金負債	107
退職給付引当金	17,793
役員退職慰労引当金	97
ETCマイレージサービス引当金	685
負ののれん	1,301
その他	785
固定負債合計	205,438
負債合計	282,822

純資産の部

I 株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	10,000
利益剰余金	12,484
株主資本合計	32,484
II 評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	18
評価・換算差額等合計	18
III 少数株主持分	
	1,886
純資産合計	34,389
負債・純資産合計	317,211

連結損益計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 営業収益		178,233	
II. 営業費用			
道路資産賃借料	113,711		
高速道路等事業管理費及び売上原価	53,904		
販売費及び一般管理費	6,239	173,855	
営業利益		4,377	
III. 営業外収益			
受取利息	39		
受取配当金	4		
違約金収入	26		
土地物件貸付料	44		
寄付金収入	252		
原因者負担収入	13		
保険解約返戻金	136		
負ののれん償却額	346		
持分法による投資利益	57		
その他	154	1,074	
IV. 営業外費用			
支払利息	155		
偽造ハイウェイカード損失	2		
その他	56	213	
経常利益		5,238	
V. 特別利益			
固定資産売却益	1		
投資有価証券売却益	4		
回数券払戻引当金戻入額	241		
免税事業者消費税等	223	470	
VI. 特別損失			
固定資産売却損	104		
固定資産除却費	49		
投資有価証券評価損	10		
投資有価証券売却損	10		
減損損失	250	426	
税金等調整前当期純利益		5,282	
法人税、住民税及び事業税	2,264		
過年度法人税等	57		
法人税等調整額	△225	2,096	
少数株主利益		138	
当期純利益		3,047	

連結株主資本等変動計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		少数株主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
平成21年3月31日残高	10,000	10,000	9,436	29,436	△0	△0	2,006	31,442
当連結会計年度中の変動額								
当期純利益	-	-	3,047	3,047	-	-	-	3,047
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	18	18	△ 119	△ 100
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,047	3,047	18	18	△ 119	2,946
平成22年3月31日残高	10,000	10,000	12,484	32,484	18	18	1,886	34,389

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社
- 連結子会社の名称 阪神高速サービス(株)
阪神高速技術(株)
阪神高速パトロール(株)
阪神高速トール大阪(株)
阪神高速トール神戸(株)
阪神高速技研(株)
(株)高速道路開発
(株)コーベックス

なお、阪神高速技研(株)については、平成21年4月1日付で、(株)ハイウェイ技研より阪神高速技研(株)に商号変更しております。

また、(株)コーベックスについては、平成22年3月1日付で(株)高速道路開発と合併したため、合併期日までの損益計算書を連結しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 6社
- 関連会社の名称 (株)情報技術
(株)テクノ阪神
内外構造(株)
(株)ハイウェイ管制
阪神施設工業(株)
阪神施設調査(株)

- (2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品
主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ200百万円増加しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものについてはその見積年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 投資有価証券のうち関連会社に対するもの

株式 73百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。

(3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 597,630百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,107百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が7,005百万円減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、株式、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)等を保有しておりますが、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、為替相場及び市場金利の動向等を踏まえ取締役会において定期的運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。

主として営業債権である未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。また、主として営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限にとどめるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,694	11,694	-
(2) 未収入金	25,786	25,786	-
(3) 未収還付法人税等	7	7	-
(4) 未収消費税等	488	488	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	28,018	28,018	-
資産計	65,994	65,994	-
(1) 未払金	21,747	21,747	-
(2) 短期借入金	6,150	6,150	-
(3) 1年以内返済予定長期借入金	29,598	29,661	62
(4) 未払法人税等	2,170	2,170	-
(5) 未払消費税等	104	104	-
(6) 道路建設関係社債	95,289	97,347	2,057
(7) 道路建設関係長期借入金	83,066	83,066	-
(8) 長期借入金	5,866	5,866	-
負債計	243,993	246,114	2,120

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収入金、(3)未収還付法人税等及び(4)未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)未払金、(2)短期借入金、(4)未払法人税等及び(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)1年以内返済予定長期借入金、(7)道路建設関係長期借入金及び(8)長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額83百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,625円12銭
1株当たり当期純利益金額	152円39銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益	3,047百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	3,047百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

平成22年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

I 流動資産			
現金及び預金		8,506	
高速道路事業営業未収入金		23,897	
未収入金		1,817	
未収収益		4	
未収消費税等		487	
有価証券		26,300	
仕掛道路資産		182,438	
貯蔵品		155	
受託業務前払金		14,143	
前払金		286	
前払費用		21	
繰延税金資産		90	
その他		297	
貸倒引当金		<u>△8</u>	
	流動資産合計		258,438
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	834		
構築物	12,335		
機械及び装置	25,000		
車両運搬具	101		
工具、器具及び備品	88		
建設仮勘定	<u>788</u>	39,148	
無形固定資産			
ソフトウェア	249		
その他	<u>1</u>	<u>251</u>	39,400
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	12		
構築物	10		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	0		
土地	1,321		
建設仮勘定	<u>34</u>	1,378	
無形固定資産			
ソフトウェア	<u>2</u>	<u>2</u>	1,380
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,404		
構築物	43		
車両運搬具	2		
工具、器具及び備品	262		
土地	2,951		
建設仮勘定	<u>149</u>	6,813	
無形固定資産			
ソフトウェア	932		
その他	<u>0</u>	<u>932</u>	7,746
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	<u>841</u>	<u>841</u>	841
E 投資その他の資産			
関係会社株式		364	
関係会社長期貸付金		850	
長期前払費用		231	
その他		566	
貸倒引当金		<u>△114</u>	1,896
	固定資産合計		<u>51,264</u>
	資産合計		<u>309,703</u>

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		19,367	
短期借入金		6,000	
1年以内返済予定長期借入金		29,598	
未払金		3,169	
未払費用		613	
未払法人税等		1,627	
預り金		726	
受託業務前受金		14,213	
前受金		622	
賞与引当金		714	
回数券払戻引当金		422	
その他		0	
	流動負債合計		77,076
II 固定負債			
道路建設関係社債		95,289	
道路建設関係長期借入金		83,066	
その他の長期借入金		5,866	
繰延税金負債		107	
受入保証金		38	
退職給付引当金		17,174	
役員退職慰労引当金		47	
ETCマイレージサービス引当金		685	
その他		408	
	固定負債合計		202,684
	負債合計		<u>279,761</u>
純資産の部			
I 株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金		10,000	
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	157		
高速道路事業別途積立金	7,791		
関連事業別途積立金	3		
繰越利益剰余金	1,990	9,942	
	利益剰余金合計		9,942
	株主資本合計		29,942
	純資産合計		<u>29,942</u>
	負債・純資産合計		<u>309,703</u>

損益計算書

平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	154,230		
道路資産完成高	7,018		
その他の売上高	4,657	165,906	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	113,711		
道路資産完成原価	7,018		
管理費用	42,285	163,015	
高速道路事業営業利益			2,890
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	78		
駐車場事業収入	501		
受託業務収入	9,379		
その他営業事業収入	654	10,613	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	104		
駐車場事業費	182		
受託業務事業費	9,307		
その他営業事業費	685	10,280	
関連事業営業利益			333
全事業営業利益			3,224
III. 営業外収益			
受取利息		9	
有価証券利息		21	
受取配当金		107	
違約金収入		22	
土地物件貸付料		44	
寄付金収入		246	
原因者負担収入		13	
雑収入		34	498
IV. 営業外費用			
支払利息		159	
偽造ハイウェイカード損失		2	
雑損失		23	185
			3,538
V. 特別利益			
固定資産売却益		1	
回数券払戻引当金戻入額		241	242
VI. 特別損失			
固定資産売却損		104	
固定資産除却費		36	
減損損失		250	391
			3,389
税引前当期純利益			3,389
法人税、住民税及び事業税		1,533	
過年度法人税等		56	
法人税等調整額		△91	1,499
当期純利益			1,889

株主資本等変動計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位: 百万円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
			固定資産 圧縮特別 勘定積立金	固定資産 圧縮積立金	高速道路事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成21年3月31日残高	10,000	10,000	158	-	4,758	3	3,132	8,052	28,052	28,052
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩			△ 158				158	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立				158			△ 158	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 1			1	-	-	-
別途積立金の積立					3,033		△ 3,033	-	-	-
当期純利益							1,889	1,889	1,889	1,889
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 158	157	3,033	-	△ 1,142	1,889	1,889	1,889
平成22年3月31日残高	10,000	10,000	-	157	7,791	3	1,990	9,942	29,942	29,942

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

① 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌年から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当事業年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ200百万円増加しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

③支払利息の仕掛道路資産への原価算入

仕掛道路資産に係る建設期間中の支払利息については、取得原価に算入しております。なお、期末の仕掛道路資産に含まれる支払利息は12,644百万円であります。また、当期に取得原価に算入した金額は、1,347百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

18,941百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

597,630百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

16,107百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が7,005百万円減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 311百万円

長期金銭債権 201百万円

短期金銭債務 5,010百万円

5. 退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

- (2) 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)	
イ 退職給付債務	△ 25,799
ロ 年金資産	6,357
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 19,441
ニ 未認識数理計算上の差異	2,267
ホ 未認識過去勤務債務	-
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△ 17,174

- (3) 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)	
イ 勤務費用	720
ロ 利息費用	498
ハ 期待運用収益	△ 162
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	246
ホ 過去勤務債務の費用処理額	-
ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,303

- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.00%
ハ 期待運用収益率	3.00%
ニ 数理計算上の差異の費用処理年数	10年(定額法)
ホ 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
高速道路事業営業収益	1百万円
高速道路事業営業費用	27,217百万円
関連事業営業収益	619百万円
関連事業営業費用	464百万円
営業取引以外の取引	876百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物	大阪市西淀川区ほか	131 百万円
	構築物		1 百万円
	工具、器具及び備品		5 百万円
	建設仮勘定		106 百万円
遊休不動産	土地	堺市堺区	7 百万円
(合計)			250 百万円

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

遊休不動産

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	6,978 百万円
回数券払戻引当金	171 百万円
賞与引当金	290 百万円
未払事業税	158 百万円
ETCマイレージサービス引当金	278 百万円
未払工事費用	231 百万円
固定資産減損損失	658 百万円
前受金	250 百万円
その他	166 百万円
繰延税金資産小計	9,185 百万円
評価性引当額	△ 9,094 百万円
繰延税金資産合計	90 百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△ 107 百万円
繰延税金負債合計	△ 107 百万円
繰延税金負債の純額	△ 16 百万円

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	90 百万円
固定負債－繰延税金負債	△ 107 百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
各事業共用工具、器具及び備品	24	21	3
各事業共用ソフトウェア	22	19	2
合計	47	41	5

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	8百万円
1年超	-
合計	8百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	18百万円
減価償却費相当額	11百万円
支払利息相当額	3百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃貸料に係る未経過リース料
 期末残高相当額は、以下のとおりであります。
 なお、当該賃貸料の支払期日は平成62年9月30日であります。

1年以内	139,125百万円
1年超	8,244,773百万円
合計	8,383,898百万円

- ② 道路資産以外の未経過リース料

1年以内	0百万円
1年超	2百万円
合計	3百万円

関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都 千代田区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	4,636	高速道路 事業営業 未収入金	4,636
						高速道路 建設、改 築事業等 に関する分 担金の支 払い等	受託業務 収入	1,461	-	-
							受託事業 による前受 金の受入	4,830	受託業務 前受金	13,944

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術 株式会社	大阪市 中央区	20	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務 の委託 役員の兼 任 資金の援 助	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務 を委託	16,351	高速道路 事業営業 未払金	3,091

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している会 社等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返済 機構	東京都 港区	4,983,550	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (※1)	113,711	高速道路 事業営業 未払金	11,136
									高速道路 事業営業 未収入金	6,202
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路 資産の引 渡	7,018	高速道路 事業営業 未収入金	555
							道路建設 関係債務 の引渡 (※2)	7,005	高速道路 事業営業 未払金	30
						借入金 の連帯債務	債務保証 (※2、3)	613,737		—
							当社借入 金に対する 被債務保 証 (※4)	2,611		—
資金の 借入	道路建設 関係借入 金の借入 (※5)	15,340	道路建設 関係長期 借入金	60,415						
			1年以内 返済予定 長期借入 金	19,586						

(注)※ 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※ 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

※ 4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。

※ 5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。

6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,497円10銭

1株当たり当期純利益金額 94円50銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株主が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益	1,889百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	1,889百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月28日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月28日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 各監査役は、監査役監査規程に基づき決定した監査の方針、監査計画等に従い、それぞれ監査を実施いたしました。監査の実施に際しては、監査役会を開催し（当該事業年度は20回開催）、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については必要に応じ、取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議、重要案件会議その他重要な会議に出席したほか、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、内部監査部門から事前に監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について適宜報告を受けるとともに、情報の交換に努め、緊密な関係のもと、効率的な監査を実施いたしました。
- (3) 本社及び各事業所において責任者等に対してヒアリングを行うとともに、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (4) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議（平成18年5月2日決定、平成19年2月28日及び平成21年2月18日一部見直し）の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況を監視及び検証いたしました。
- (5) 子会社については、その取締役及び監査役等と情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、状況の把握に努めました。また、会計監査人の往査に立ち会いました。
- (6) 会計監査に関しては、事前に会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行いました。

監査の結果については、会計監査人から直接報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、その際、会計監査の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知も、併せて受領いたしました。

なお、監査の実施にあたり、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(7) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年6月2日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 博 ㊟

監査役 千畑 一郎 ㊟

監査役 長田 昇 ㊟

(注) 常勤監査役福田博、監査役千畑一郎及び監査役長田昇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(決議事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業等の将来の不確定要因に備えるため、財務体質を強化することが重要であると認識しており、本議案のとおりとさせていただきたいと存じます。可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせていただきたくお願い致します。

(剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその金額

高速道路事業別途積立金	1, 6 2 4, 6 7 4, 9 3 4円
-------------	-------------------------

2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	1, 6 2 4, 6 7 4, 9 3 4円
---------	-------------------------

第2号議案 取締役選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おお 橋 光 博 (昭和17年8月16日)	昭和42年4月 日本銀行入行 平成7年2月 同 審議役 平成7年11月 (株)西京銀行代表取締役専務 平成8年6月 同 代表取締役副頭取 平成9年6月 同 代表取締役頭取 平成18年10月 (株)MRI代表取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)MRI取締役会長(非常勤) PCIホールディングス(株)取締役(非常勤)	なし
2	い 丹 二 郎 (昭和19年1月10日)	昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成10年5月 同 用地部長 平成11年5月 同 人事部長 平成13年6月 (財)阪神高速道路管理技術センター常務理事 平成15年6月 (財)阪神高速道路協会専務理事 平成17年10月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 阪神高速サービス(株)社外取締役(非常勤) 阪神高速パトロール(株)社外取締役(非常勤) 阪神高速トール大阪(株)社外取締役(非常勤) 阪神高速トール神戸(株)社外取締役(非常勤)	なし
3	なん ぶ たか あき 南 部 隆 秋 (昭和23年10月23日)	昭和49年4月 建設省入省 平成13年5月 国土交通省道路局有料道路課長 平成13年7月 同 道路局国道課長 平成15年1月 同 四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年10月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る)	なし

4	<p>ゆき 幸 かず 和 のり 範</p> <p>(昭和22年11月15日)</p>	<p>昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成13年5月 同 計画部次長 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 阪神高速道路(株)執行役員 平成18年6月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>阪神高速サービス(株)社外取締役(非常勤) 阪神高速技術(株)社外取締役(非常勤) 阪神高速技研(株)社外取締役(非常勤)</p>	なし
5	<p>かわ 川 もと 本 きよし 清</p> <p>(昭和25年1月5日)</p>	<p>昭和49年4月 大阪市採用 平成12年4月 同 港湾局副理事(大阪港埠頭公社出向) 平成16年4月 同 港湾局企画振興部長 平成17年4月 同 港湾局計画整備部長 平成19年4月 同 港湾局長</p>	なし

(注) 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役選任の件

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まる おか こう へい 丸 岡 耕 平 (昭和24年3月8日)	昭和46年4月 大阪府採用 平成15年4月 同 土木部技監 平成17年4月 同 土木部長 平成18年4月 同 都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 平成19年7月 阪神高速道路(株)常務取締役 (現在に至る)	なし
2	くすのき もり お 楠 守 雄 (昭和21年11月4日)	昭和45年4月 (株)神戸銀行入行 平成16年4月 (株)三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成17年6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 平成18年6月 同 常任監査役 平成19年6月 (株)三井住友銀行非常勤監査役 神戸土地建物(株)代表取締役社長 (現在に至る)	なし
3	ふく だ ひろし 福 田 博 (昭和24年9月14日)	昭和49年4月 警察庁入庁 平成11年7月 同 情報通信局情報通信企画課長 平成12年8月 岡山県警察本部長 平成14年8月 公安調査庁調査第一部長 平成16年8月 中国管区警察局長 平成17年10月 阪神高速道路(株)常勤監査役 (現在に至る)	なし

(注1) 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 楠守雄氏及び福田博氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 楠守雄氏には、民間企業の経営者としての豊富な経験と見識を活かし、大局的な観点からの監査を期待しております。

(注4) 福田博氏には、豊富な業務経験と見識を活かし、会社全体の業務の適正性を確保するという観点からの監査を期待しております。なお、同氏の当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年9カ月であります。

第4号議案 退任役員に対する退職慰労金支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます取締役田中宰氏、木下博夫氏及び丸岡耕平氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役会に御一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
田中 宰	平成17年10月 当社代表取締役会長(現在に至る)
木下 博夫	平成17年10月 当社代表取締役社長(現在に至る)
丸岡 耕平	平成19年7月 当社常務取締役(現在に至る)